

スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準

平成 23 年 1 月 21 日

平成 24 年 1 月 27 日改訂

平成 24 年 12 月 21 日改訂

平成 26 年 12 月 19 日改訂

平成 29 年 11 月 24 日改訂

令和元年 11 月 20 日改訂

化学物質の審査及び製造の規制等に関する法律（化審法）におけるスクリーニング評価手法では、優先度マトリックスを用いて優先度「高」となる化学物質については優先評価化学物質相当と判定する。

これに加えて、「人の健康、生態のいずれかあるいは両方に係る優先度が「中」に区分される物質のうち、3 省の審議会における専門家による詳細評価を踏まえ、3 省の審議会において必要性が認められたものについては、「中」に分類されるものでも優先評価化学物質に選定する。ただしその際は、判断の基準を可能な範囲で明確にすることとする。」としている。¹

この判断の基準については、以下の通りとする。

I. 優先度「中」及び「低」区分についての詳細評価

1. PRTR 排出量による暴露クラスの見直し

暴露の指標は、届出数量、用途分類、スクリーニング評価用の用途分類別排出係数を用いて算出した全国合計排出量（化審法排出量）を基本とするが、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）の PRTR 制度に基づき事業者から届け出られた又は国により推計された排出量（PRTR 排出量）が得られる場合は、必要に応じて暴露クラスを見直すこととする。具体的には、優先度が「中」、「低」に区分された物質のうち、PRTR 排出量が得られる物質については、化審法排出量とスクリーニング評価時に得られる直近の PRTR 排出量とを比較し、PRTR 排出量の方が大きく、3 省の審議会で必要性が認められる場合は、PRTR 排出量を用いて暴露クラスを見直すこととする。

¹ 化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方

http://www.env.go.jp/chemi/KASHINHOU_KIHON.pdf

35 PRTR 排出量には化審法の規制対象となっていない農薬、医薬品などの用途
36 からの排出量が含まれているが、「化審法における優先評価化学物質に関するリ
37 スク評価の技術ガイダンス 第IV章 排出量推計」に従い、該当排出量が化審法
38 の対象外又は適用除外か判断を行うこととする（別添参照）。スクリーニング評
39 値では、PRTR 制度に基づき事業者から届け出られた排出量（大気、水域）及び
40 国が推計した排出量（大気、水域）の全国集計値を考慮の対象とすることとする。
41

42 2. 環境中濃度による詳細評価

43 優先度が「中」、「低」に区分された物質のうち、環境調査が行われた物質につ
44 いては、その結果から得られる環境中濃度とスクリーニング評価における有害
45 性評価値を用いて、別添のとおり詳細評価を行うこととする。

46 この際、当該物質について、環境調査結果を根拠とした環境リスク初期評価や
47 PRTR 排出量から数値計算によって求めた環境中濃度を用いるリスク評価等の
48 既存の知見が活用可能であれば考慮することとする。

49 50 3. 生態影響について慢性毒性優先の原則により難いことによる有害性クラス 51 の見直し

52 化審法の第二種特定化学物質の有害性に関する要件は慢性毒性で判定するこ
53 とから、スクリーニング評価においても慢性毒性優先を原則とし、生態影響につ
54 いては、同じ栄養段階について慢性毒性値がある場合は慢性毒性値を採用し、慢
55 性毒性値がない場合に急性毒性値を A C R (急性慢性毒性比) で除した値を慢性
56 毒性値の代わりに用いることを原則としている。

57 スクリーニング評価においては、慢性毒性優先を原則としつつ、同じ栄養段階
58 について慢性毒性値 > 急性毒性値 / A C R となる場合には、毒性試験の信頼性、
59 生物種、成長段階等を精査した上で、3省の審議会で必要性が認められる場合は
60 急性毒性値を採用して有害性クラスを見直すこととする。

61

62

63 II. 優先評価化学物質に選定する際の判断基準

64 1. I の詳細評価を踏まえた選定の判断基準

65 I の 1 及び 3 の詳細評価によって有害性クラス、暴露クラスが見直された物
66 質については、見直された有害性クラス、暴露クラスを用いて優先度マトリックス
67 を適用した結果、優先度「高」となった場合には、優先評価化学物質に選定す
68 る。

69 I . 2 の詳細評価では、専門家判断により優先評価化学物質の選定を行う。

70

71 I の詳細評価の結果を踏まえても、優先度マトリックスにおいて「中」と区分

72 される物質については、以下に示す基準を満たす場合に優先評価化学物質に選
73 定することを考慮する。

74

75 2. 人健康影響に係る選定の判断基準

76 (ア) 発がん物質

77 閾値のあることが知られていないなど、慎重な検討が必要と考えられる
78 発がん物質

79 (イ) 有害性評価値が非常に低い (0.0005 以下) 物質

80 一般毒性又は生殖発生毒性における有害性クラス 2 には有害性評価値
81 が 0.005 以下の物質が該当するところ、その 10 分の 1 以下 (0.0005 以
82 下) の有害性評価値を有し、暴露クラスを勘案した場合に慎重な検討が
83 必要と考えられる物質

84 (ウ) 生殖細胞への変異原性のある物質

85 ヒトの生殖細胞に変異を起こす、あるいは起こすと見なされる物質。

86 (エ) 類似の物質の評価及び判定の例を参考にすると、上記 (ア) (イ) (ウ)
87 に該当する可能性があるなど、検討が必要と考えられる物質
88 なお、選定の際には理由を明確にするものとする。

89

90

91 3. 生態影響に係る選定の判断基準

92 (ア) PNEC が非常に低い (0.0001 mg/L 以下) 物質

93 有害性クラス 1 には PNEC が 0.001 mg/L 以下の物質が該当するところ、
94 その 10 分の 1 以下 (0.0001 mg/L 以下) の PNEC を有し、暴露クラスを
95 勘案した場合に慎重な検討が必要と考えられる物質

96 (イ) 類似の物質の評価及び判定の例を参考にすると、上記 (ア) に該当する
97 可能性があるなど、検討が必要と考えられる物質
98 なお、選定の際には理由を明確にするものとする。

99

